

令和 7 年度彦根市観光誘客プロモーション事業委託業務に係る
企画提案選考実施要領

1. 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和 7 年度彦根市観光誘客プロモーション事業委託業務

(2) 委託業務の内容

別添「令和 7 年度彦根市観光誘客プロモーション事業委託業務 仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※実際のプロモーション期間は別途協議する。

(4) 委託料上限額

金 3,000,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

(5) 支払い条件

完了後一括払い（詳細は受託事業者と別途協議する。）

2. 参加資格

企画提案選考への参加を希望する事業者は、次の(1)から(5)のすべての事項に該当していること。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 納税義務者にあつては、国税および地方税を滞納していない者であること。

(4) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年告示第 104 号)に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号の規定する暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3. スケジュール

選考に係るスケジュールは次のとおりとするが、都合により変更する場合がある。

項番	手続内容	実施期間・提出期限等
1	実施公告	令和 7 年 7 月 4 日(金)
2	質問書の提出期限	令和 7 年 7 月 11 日(金)
3	質問への回答	令和 7 年 7 月 15 日(火)頃
4	参加申込に係る書類の提出期限	令和 7 年 7 月 23 日(水)
5	企画提案書・見積書の提出期限	令和 7 年 8 月 4 日(月)
6	企画提案会	令和 7 年 8 月 7 日(木)
7	選考結果の通知	令和 7 年 8 月 12 日(火)頃
8	契約締結	令和 7 年 8 月下旬予定

4. 質問の受付

本件委託業務内容や選考方法に関する質問を次のとおり受け付ける。ただし、選考に係る評価の配点など審査に支障をきたす質問については回答の対象としない。

受付期限	令和7年7月11日(金) 午後5時15分まで
提出書類	「(様式1) 令和7年度彦根市観光誘客プロモーション事業委託業務 質問書」
提出方法	「11. 提出・連絡先」まで電子メールまたはFAXにより提出すること
質問への回答	令和7年7月15日(火)頃に彦根市HPにて公表する

5. 参加申込について

本件委託業務に係る企画提案選考への参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込に係る必要書類を提出すること。ただし、彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規程に基づき令和7年度に登録されている者にあつては、(2)提出書類の項番3・6・7・8の書類は不要とする。

(1) 提出期限および提出方法

提出期限	令和7年7月23日(水) 午後5時15分まで（提出期限厳守）
提出方法	「11. 提出・連絡先」まで『令和7年度彦根市観光誘客プロモーション事業委託業務企画提案選考参加申込書在中』と封筒に朱書きの上、郵送（書留）または持参により提出すること（必着）

(2) 提出書類

項番	提出書類		部数	
1	(様式 2) 令和 7 年度彦根市観光誘客プロモーション事業委託業務 参加申込書			
2	(様式 3) 誓約書			
3	(様式 4) 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書			
4	事業者概要書 ※任意様式			
5	観光誘客プロモーション業務の実績等 ※任意様式			
6	【法人の場合】登記事項証明書（商業登記簿謄本） ※直近 3 ヶ月以内のもの			
7	【個人の場合】身分証明書 ※直近 3 ヶ月以内のもの			
8	納税証明書 ※都道府県税に係る納税証明書は不要です。 ① 直近 3 ヶ月以内に発行された完納証明書。固定資産税分は課税がない場合は、不要とする。 ② 令和 7 年度以降に設立した法人は、事業計画書および予算書を提出すること。 ③ 彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規程に基づく登録事業者については、提出不要とするが、その他の事業者については、次に記載する税金についての証明書を提出すること。		原本 1 部 写し 1 部	
	個人 の 場合	国税		申告所得税、消費税及び地方消費税（その 3 の 2）
		市区町村税		個人市区町村民税、固定資産税、軽自動車税（令和 7 年度）
	法人 の 場合	国税		法人税、消費税及び地方消費税（その 3 の 3）
		市区町村税		法人

			市区町村民税、固定資産税、軽自動車税（令和 7 年度）		
--	--	--	-----------------------------	--	--

6. 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出期限および提出方法

提出期限	令和 7 年 8 月 4 日(月) 午後 5 時 15 分まで（提出期限厳守）
提出方法	「11. 提出・連絡先」まで『令和 7 年度彦根市観光誘客プロモーション事業委託業務企画提案書在中』と封筒に朱書きの上、郵送（書留）または持参により提出すること（必着）

(2) 提出書類

項番	提出書類	作成内容	部数
1	企画提案書 ※任意様式	i 「令和 7 年度彦根市観光誘客プロモーション事業委託業務 仕様書」に基づき提案すること。 ii 原則 A4 版長辺綴とするが、表現の都合上等で、一部変更することは差し支えないものとする。縦横の向きは問わない。 iii 「プロモーションテーマ」および「ターゲット」を明らかにすること。また、それぞれ設定するに至った背景や理由、目的等を明らかにし、当該テーマやターゲットを設定することによる効果等について記載すること。 iv 会社概要、誘客プロモーション業務に係る実績、事業展開のスケジュールがわかるように記載すること。 v 提案内容に応じて目標 KPI を設定し、当該 KPI 達成のための具体的な方法を記載すること。 vi イメージが伝わるものであれば、テキストの誤字脱字など、細かなところは評価の対象としない。	12 部
2	見積書	i 見積金額には、デザイン費、印刷費、配送費等、所要経費をすべて計上すること。消費税は別掲とする。 ii 見積書には、代表者印を押印すること。 iii 見積書の宛名は「彦根市長」とすること。	原本 1 部 写し 1 部

7. 企画提案会

(1) 日時

令和 7 年 8 月 7 日(木) 午前 9 時 00 分から

※日時は変更となる場合がある。

(2) 会場

彦根市役所本庁舎 会議室 2-3 （彦根市元町 4 番 2 号）

※企画提案会への参加方法等の詳細については、本選考への参加申込があり、参加資格を有すると認めた事業者へ改めて通知する。

(3) プレゼンテーションの方法

- ①発表時間は、1 事業者につき 20 分以内（準備の時間含む。）とし、その後 10 分程度の質疑応答を行う。
- ②プロジェクター、スクリーンについては本市が用意するので、利用する場合は PC 端末等を各提案者にて用意すること。

8. 企画提案に対する審査について

(1) 提案審査：

- ① 事前に参加申込書（様式 2）を提出し、参加資格を有すると認めた事業者の企画提案を審査の対象とする。
- ② 提出された企画提案書に基づく企画提案（プレゼンテーション）により、企画提案選考審査員による審査をもって、当該業務の事業受託候補者を決定する。
- ③ 審査については、あらかじめ定められた評価項目をもとに審査し、最も評価が高い提案者を当該業務の事業受託候補者とする。
- ④ 事業受託候補者決定後に、候補者による採用の辞退やその他の理由で契約できない場合は、次点提案者を候補者として繰り上げる。
- ⑤ 審査については非公開とし、決定した内容について不服・異議申し立ては認めない。

(2) 評価基準：審査にあたっては、概ね以下の基準により総合的に審査する。

- ① 委託趣旨の適合性について
- ② 企画・コンセプトについて
- ③ 期待される効果について
- ④ 業務の体制や工程・計画について
- ⑤ 経費の積算等価格について

(3) 失格事項：次の各号に該当した場合は、失格とする。

- ① 提出書類の提出期限に遅れた場合
- ② プレゼンテーションに欠席または無断で遅刻した場合
- ③ 提出書類等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- ④ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 提出書類等の内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- ⑥ 経費の積算等価格において、その総額が委託料上限額を超えている場合
- ⑦ その他審査において、当該業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

9. 選考結果の通知について

令和 7 年 8 月 12 日（火）頃に企画提案会に参加した事業者に書面通知する。

10. その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込必要書類、企画提案書等は、原則返却はしない。
- (3) 提出された企画提案書の内容変更は認めない。
- (4) 提出された企画提案書について、彦根市情報公開条例の規定に基づき公文書情報の開示請求がなされたときは、情報の開示により、当該法人等または当該事業を営む当該個人の権利、競争上の地位をその他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。

- (5) 審査の結果に関わらず、提出された企画提案書の著作権は作成した各提案事業者に帰属するものとし、市は受託事業者の選定以外には使用しない。ただし、企画提案選考およびそれに付随する事務作業等において市が必要と認める場合は、その範囲内において各提案者の許可なく複製を作成し、また無償で使用できるものとする。

11. 提出・連絡先

〒522-8501

滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市観光文化戦略部観光交流課 担当：下山・矢田

電話：0749-30-6120 FAX：0749-24-9676

e-mail: kanko@ma.city.hikone.shiga.jp